

## 第4回アレルギー対策検討会議事次第

平成17年6月21日

13:00～15:00

厚生労働省共用第8会議室

一 開 会

二 議 事

- 1 アレルギー対策報告書（案）について
- 2 アレルギー対策指針（案）について

三 閉 会

**(配付資料)**

資料1 アレルギー対策論点整理(案)

資料2 アレルギー対策報告書(案)

アレルギー対策論点整理(案)

主 な 論 点	主 な 対 応 (案)
第一 アレルギー対策の基本的方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今までのアレルギー対策についてどのように評価するか。また、今後アレルギー疾患を克服するためには、どのような基本的方向性を持っていくべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度を目標に、アレルギー疾患を自己管理可能な疾患とすることを目指す。</li> <li>・ 国と地方公共団体との適切な役割分担と連携体制の確立</li> </ul>
第二 研究の推進 － 効果的かつ効率的な研究推進体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アレルギーの研究の状況はどうなっているのか。</li> <li>○ 研究目標に基づいた戦略的な研究がなされているか。</li> <li>○ 現在の問題点に合った適切な公募課題が設定されているか。</li> <li>○ 研究課題の評価システムは十分に機能しているといえるか。問題点はなにか。どのように対応すべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より戦略的に研究開発を実施するためには、研究企画・実施・評価体制の構築として、明確な目標設定、適切な研究評価と効果的なフィードバックが重要</li> <li>・ 類似研究課題の統廃合を進めるとともに、政策的課題に関連するテーマを明確化し公募課題に反映</li> <li>・ 有効な治療法確立のための情報収集体制構築の検討</li> </ul>

<p>二、今後重点化すべき研究分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標設定をして戦略的に研究を推進していくためには、今後どのような分野を重点化し、その優先順位をどのように考えていくのか。</li> <li>○ 患者が自己管理できるようにしていくためにはどのような研究を行っていくべきか。その際、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギーの病態や発症機序に関してはどのような課題が考えられるのか。</li> <li>・アレルギーの予防に関してはどのような課題が考えられるのか。</li> <li>・正しい診療を行うためにはどのような技術を開発する必要があるか。</li> <li>・治療法の開発に関してはどのような課題が考えられるのか。</li> <li>・疫学的な知見は十分か。</li> </ul> </li> <li>○ 将来的にアレルギー疾患克服を目標とするならば、どのような研究戦略を考えるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面成果を達成すべき分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー疾患を自己管理するための手法の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)抗原特定手法の開発及び環境中抗原特定手法の確立</li> <li>(2)重症化・難治化予防のための早期診断法の確立</li> </ol> </li> <li>・ 自宅で治療可能な減感作療法の開発の推進</li> </ul> </li> <li>・ 長期的目標を持って達成すべき分野を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の開発 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)病態・発症機序の解明 <ol style="list-style-type: none"> <li>①免疫システムの解明によるアレルギー疾患のコントロール</li> <li>②気道リモデリング(不可逆変化)のアレルギー疾患への関与</li> </ol> </li> <li>(2)アレルギー発症予防法の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>①小児のアレルギーと成人のアレルギーの病態異同の解析</li> <li>②胎内におけるアレルギー発症予防と出生後におけるアレルギー発症予防</li> </ol> </li> <li>(3)治療法の開発 <ol style="list-style-type: none"> <li>①早期治療の効果と長期予後</li> <li>②治療中止基準の確立</li> <li>③免疫療法・生物学的製剤等の開発</li> <li>④テラーメード医療</li> <li>⑤減感作療法等根治的治療法の効能等改善のための、抗原に関する基盤研究</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
<p>第三 医薬品の開発促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省における研究と医薬品開発との連携は充分行われているか。連携を進める上でどのような課題が考えられ、どのように解決すべきか。</li> <li>○ 医薬品の経済的評価や薬効評価等を行う手法の開発を考えてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国においては、関係学会や企業等と連携して研究を実施することを検討</li> <li>・ 新しい医薬品の薬事法上の承認に当たっては、適切な外国のデータがあればそれらも活用しつつ、適切に対応</li> <li>・ 創薬へ繋げる研究の検討</li> </ul>

#### 第四 医療提供体制の整備

##### 一 医療提供体制

- アレルギー疾患別に適切な医療体制が確保されているのか。その際、地域においては医療体制を体系立てて計画的に整理すること等によってその確保に努めるべきではないか。
- 気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎・花粉症、食物アレルギーそれぞれについて患者が疾患について自己管理できるようにするためにはどのような医療体制等を具体的に確保すべきか。
- 気管支喘息重積発作等に対する医療体制づくりをどのようにとるべきか。

- ・ アレルギー疾患患者に対しては、安定期には身近な医療機関においてアレルギー疾患に精通した医師が診療し、重症難治例や著しい増悪時には高度で専門的な対応が必要
- ・ アレルギー診療の拠点的な病院は必要か。
  - － 拠点的な病院に求められる要件は。
- ・ 国においては診療ガイドラインの改訂及びその普及により地域の診療レベルの不均衡の是正を図る。また、地域におけるアレルギー対策の医療提供体制の在り方について事例集を作成し、都道府県等へ配布する。このような国の取組を踏まえ、都道府県においては医療計画等を活用して地域におけるアレルギー疾患に関する医療提供体制の確保を図る。
- ・ 喘息死の原因として挙げられている患者側の認識不足や不定期受診等の問題、診療側の診療ガイドラインの利用度の問題等を改善するため、地域において診療所と救急医療機関とが連携し、患者教育を含む均一な治療の普及と患者カード持参による医師－患者間の情報共有等を図ることが重要である。

##### 二 人材育成

- 適切な医療が確保されるよう医療従事者・医学生等に対してどのような取組を行っていくべきか。

- ・ アレルギー疾患診療に精通したかかりつけ医師の育成
  - ・ 国においては診療ガイドラインの徹底した普及定着
  - ・ 臨床研修における経験目標
  - ・ 日本医師会におけるアレルギー疾患に関する生涯教育の実施
  - ・ 国は関係学会等と連携し、各種診療ガイドラインの改訂及びその普及
- ・ アレルギー専門の医師の育成

第五 患者QOLの向上等

- 患者が疾患を自己管理するためにはどのような教育等の支援が必要か。
- 適切な疾患管理が可能となるよう患者を取り巻く保育所・職場等ではどのような協力や支援等が必要となるのか。

- ・ 患者及び患者家族が管理することが望まれる事項
  - ・ 生活環境改善(抗原回避等)
  - ・ 罹患している疾患と治療法の正しい把握
  - ・ 疾患状態の客観的な自己評価
  - ・ 救急時対応 等
- ・ 国は、関係学会等と連携し、上記内容について効果的な教育資料を作成し、都道府県等や医療従事者等に配布
- ・ 都道府県等は、保育所・学校・職域や地域等における上記内容の普及のため、地域医療機関や患者・家族会と連携し、研修会等を実施
- ・ 市町村等は、乳幼児健診等における保健指導の場を効果的に活用

第六 情報提供・相談体制  
一 情報提供の体制整備

- 現在、アレルギーに関する情報提供の内容及び提供手法は適切か。適切でないとすればその理由はなにか。
- 正しい情報をどのように提供していくべきか。
- 住民に身近な市町村の役割は大きいと考えるが、市町村、都道府県、国各々どのような役割分担で対応すべきか。

- ・ 正しい情報を普及するためには、インターネットによる情報提供のみならず、パンフレット等を活用する情報提供体制も必要
- ・ 地方公共団体においては、医療機関等の選択に係る情報を住民に対して提供

<p>二 相談体制の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者及びその家族がアレルギーについて相談できる窓口の設置状況は十分か。</li> <li>○ 窓口の設置はどのような体制が効果的か。(都道府県に限らず市町村での対応は困難か。また、どのような相談対応がよいか。)</li> <li>○ アレルギーの予防等のためにはどのような相談を実施すべきか。</li> <li>○ アレルギー相談員はどのように養成すべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、地域毎の相談レベルに格差が生じないよう、全国共通の相談員養成研修プログラムを作成し、「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」等の充実</li> <li>・ 国の取組を踏まえ、都道府県等においては、体系的なアレルギー相談体制の構築について検討することが望ましい。また、保健所においては、市町村への技術的支援や地域での学校や企業等におけるアレルギー対策の取組への助言等の支援が期待される。</li> </ul>
<p>第七 患者を取り巻く環境の改善</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食物アレルギー等の観点からどのようなアレルギー対策を講じることが必要か。</li> <li>○ 住環境に対してどのようなアレルギー対策を講じることが必要か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー物質を含む食品に関する表示については、科学的知見の進展等を踏まえ、表示項目や表示方法等の見直しを検討</li> <li>・ 「シックハウス担当職員研修会」の充実</li> </ul>

第八 関係機関との連携

○ 国や都道府県がアレルギー対策を推進していく上でどのような機関と連携すべきか。また、連携機関にどのような役割を求めていくのか。

・ 関係省庁と連携しつつ、患者団体、日本医師会、日本アレルギー学会等関係団体と協力してアレルギー対策を推進

第九 その他

○ 本対策の見直しは何年毎に必要か。

・ 少なくとも5年での再検討を加え、必要があると認められるときはこれを変更していく。